

「アイデア de ツナガル」応募規約

社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 中央区社会福祉協議会

第1条（定義） 本規約において、以下の用語はそれぞれ次の意味を有するものとします。

「本コンテスト」とは、主催者が実施する「アイデア de ツナガル」企画をいいます。

- 1 「主催者」とは、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会中央区社会福祉協議会をいいます。
- 2 「応募者」とは、本規約に同意の上、本コンテストに応募した個人または団体をいい、応募者が未成年者である場合には、その親権者その他の法定代理人を含みます。
- 3 「応募作品」とは、応募内容、応募アイデアおよび応募著作物の総称をいいます。
- 4 「応募内容」とは、応募フォーム、添付資料その他本コンテストへの応募のために応募者が主催者に提供した一切の情報、文章、図画、イラスト、データ等を総称していいます。
- 5 「応募アイデア」とは、応募内容に含まれる着想、企画、コンセプト等のアイデアであって、著作権法上の保護を受けないものをいいます。
- 6 「応募著作物」とは、応募内容のうち、著作権法上の著作物に該当する部分（文章、イラスト、図面、写真、その他創作的な表現の一切）をいいます。

第2条（応募）

1. 応募者は、本規約の全ての条項に同意した上で、主催者所定の方法により応募するものとします。応募が完了した時点で、本規約に同意したものとみなします。
2. 応募内容に含まれる応募著作物は、応募者自身が創作した未公表のオリジナルなものに限り、第三者のいかなる権利（著作権、商標権、肖像権等を含むがこれらに限らない）も侵害しないものとします。
3. 応募者が18歳未満の場合、親権者その他の法定代理人の同意を得た上で応募するものとします。同意が確認できない場合、応募は無効となることがあります。

第3条（知的財産権の取扱い）

1. （受賞作品の権利帰属） 応募内容が本コンテストにおいて受賞した場合、当該応募内容に含まれる応募著作物に関する一切の知的財産権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むがこれに限られない）は、次項に定める譲渡対価の全額が主催者から応募者に支払われた時点をもって、応募者から主催者に確定的に移転します。

2. (譲渡対価) 前項に定める権利移転の対価(以下「譲渡対価」という)は、主催者が別途定める賞金をもってその全てとし、主催者は応募者に対し、賞金以外のいかなる金銭的支払い義務も負わないものとします。
3. (受賞を逃した作品の権利) 受賞に至らなかった応募内容に含まれる応募著作物の知的財産権は、応募者に帰属します。ただし、応募者は主催者に対し、本コンテストの広報、記録及び関連事業の紹介を目的として、期間の定めなく、当該応募著作物を非独占的に、無償で利用(複製、公衆送信、展示、頒布、翻案等を含む)する権利を許諾するものとします。
4. (著作者人格権の取扱い) 応募者は、主催者及び主催者が指定する第三者に対し、応募著作物に関する著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を、いかなる場合においても一切行使しないものとします。主催者は、応募著作物を自由に改変、翻案、編集して利用することができ、利用にあたり応募者の氏名を表示しない場合があります。
5. (アイデアの自由利用) 応募アイデアについては、何らの権利も発生しないものとし、主催者は、神戸市中央区における地域福祉の推進を目的として、提出された応募アイデアを、主催者自身の事業の検討および実施のために自由に利用できるものとします。

第4条 (表明保証及び免責)

1. 応募者は、主催者に対し、応募内容が第三者の著作権、商標権、肖像権、プライバシー、その他一切の権利を侵害するものではないことを表明し、保証します。
2. 応募内容に関し、第三者から権利侵害、損害賠償等の請求、異議申立て等(以下「紛争等」という)があった場合、応募者は自己の責任と費用において当該紛争等を解決し、主催者に一切の迷惑、損害を与えないものとします。
3. 万一、前項の紛争等に関連して主催者に損害が発生した場合、応募者は当該損害の一切(弁護士費用を含む)を賠償するものとします。

第5条 (個人情報の取扱い)

1. 主催者は、応募に際して取得した応募者の個人情報を、主催者のプライバシーポリシーに基づき適切に管理し、以下の目的に利用します。
 - (1) 本コンテストの運営、応募者への連絡、審査、結果通知、賞金の支払い
 - (2) 主催者が実施する関連イベントや地域福祉活動のご案内
 - (3) 本コンテストの成果をまとめたアイデア集等の作成及び広報活動
 - (4) 個人を特定できない形での統計資料の作成
2. 主催者は、本コンテストで受賞したか否かにかかわらず、応募内容の実現や地域福祉の推進を目的として、以下の通り個人情報を第三者に提供することがあります。
 - (1) 提供する第三者: 神戸市、及び本コンテストの趣旨に賛同し、応募内容の事業

化を検討・実施する地方公共団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利団体

(2) 提供する個人情報の項目：氏名、所属団体名、応募内容

(3) 提供の手段または方法：電子メール等の電磁的方法または書面の交付

第6条（その他注意事項）

1. 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。
2. 応募内容の受領通知は行いません。また、提出された応募内容は、理由の如何を問わず返却しません。
3. 主催者は、応募内容の管理について万全の注意を払いますが、通信上の事故、天災、その他の不可抗力による紛失、破損について一切の責任を負いません。
4. 審査の経過や結果に関する個別のお問い合わせには一切応じられません。
5. 主催者は、応募内容と同一または類似のアイデアや事業を、本コンテストとは無関係に独自に検討、開発、実施している可能性があります。応募者は、これに関して主催者に対しいかなる権利主張も行えないことをあらかじめ承諾するものとします。
6. 主催者は、必要に応じて、予告なく本規約を変更し、または本コンテストの内容を変更、中断、中止することができるものとします。
7. 主催者は、賞の授与とは別に、特に有望と認められるアイデアの応募者に対し、事業化に向けた協働について個別に相談することがあります。その場合の条件は別途協議の上定めるものとします。

以上